

河南町入札執行要領

1. 目的

河南町において執行する建設工事、委託業務及び物品購入(以下「工事等」という。)の持参の方法による入札については、この要領の定めるところによる。

2. 入札執行者

入札は、契約検査課長又はその委任を受けた者が執行するものとする。

3. 入札の立会

入札執行者が必要と認めたときは、入札の執行に際し職員を立ち合わせることができる。

4. 予定価格調書

(1) 予定価格調書(様式第1号)は、町長が作成し、契約検査課長が保管するものとする。ただし、副町長及び部長等の専決に属する契約の予定価格調書は、専決した者が作成するものとする。

(2) 予定価格調書は、入札の際、入札執行者が携行するものとする。

5. 入札執行方法

(1) 入札執行者は、入札要項(様式第2号)及び競争入札の心得(平成18年河南町告示第55号)を提示し、順次入札に参加する者(以下「入札者」という。)に記名捺印させるものとし、入札者が代理人の場合には必ず委任状を提出させるものとする。

(2) 入札執行者は、入札要項に基づき入札者を確認するものとする。

(3) 入札執行者は、入札に先立ち、必ず全員に対し当該入札についての疑義の有無を確かめ、錯誤等が生じないように努めるものとする。

(4) 入札執行者は、入札者全員が入札したことを確認の上開札するものとする。

(5) 落札者の決定は、入札書比較価格により行う。

ア 最低入札金額が入札書比較予定価格を上回る場合

最低入札金額が予定価格を上回る旨を発言し、直ちに再度の入札に入ることができる。この場合、原則として入札回数は合計で3回を超えないものとし、やむを得ない場合に限り、更に1回追加して行うことができるものとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は再度の入札は行わないものとする。

イ 最低入札金額が入札書比較予定価格以下の場合

(ア) 最低制限価格を設定していない場合

その金額を入れた者を落札者とする。

(イ) 最低制限価格を設定している場合

① 最低入札金額が入札書比較最低制限価格以上であるとき

その金額を入れた者を落札者とする。

② 最低入札金額が入札書比較最低制限価格未満であるとき

i. 入札書比較最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額が入札書比較予定価格以下であれば、その金額を入れた者を落札者とする。

ii. 入札書比較最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額が入札書比較予定価格を上回る場合には、最低制限価格を下回ったため失格となった者を除いた最低入札金額が予定価格を上回る旨を発言し、直ちに再度の入札に入ることができる。この場合、原則として入札回数は合計で3回を超えないものとし、やむを得ない場合に限り、更に1回追加して行うことができるものとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は再度の入札は行わないものとする。

再度の入札に入る場合は、入札書比較最低制限価格未満の入札をした者は失格となり、直ちに行う再度の入札には参加させないものとする。

(6) 入札執行者は、落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせることにより、落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 落札者が決定されたときは、落札者の指名及び落札金額を発表するものとする。

(8) 落札者が決定されないときは、最低入札金額(最低制限価格を下回ったため失格となった者を除く。)のみを発表するものとする。

(9) 再度の入札を行っても落札者が決定されない場合は、原則として入札参加者を変更の上改めて入札を執行するものとする。

6. 入札場所の整備

入札の公正を期するため、入札者が互いに入札金額等を確認できないような措置をとるものとする。

7. 入札参加者に対する注意事項

入札執行者は、入札開始に先立ち、入札者に対し次の事項を注意するものとする。

- (1) 入札場所への入室は、原則として各社1人とし、補助者が必要とする場合は、補助者を含め2人を超えてはならないこと。
- (2) 入札場所には、前号に定める入札参加者以外入札させないこと。
- (3) 入札執行中は、入札場所の出入りを禁ずること。
- (4) 入札執行中は、入札者間の会話を禁ずること。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え又は撤回をすることができないこと。
- (6) 入札比較最低制限価格未滿の入札をした者は失格となり、直ちに行う再度の入札には参加することができないこと。
- (7) 落札決定後の異議は、申し出られないこと。

8. 報告事項

入札執行の結果は、直ちに町長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。